

男女の賃金の差異に関する実績

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	73.4%
正規雇用労働者	82.7%
非正規雇用労働者	98.8%

[注釈・説明]

■ 対象期間 : 令和4事業年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

■ 賃 金 : 基本給、各種手当、通勤手当、賞与等を含み、退職金は除く。

■ 区 分 : 正規雇用労働者 正規職員
: 非正規雇用労働者 準職員、パート
※年俸職員、嘱託医師を除く

■ 差異に関する補足説明 : 非正規雇用労働者については、正規職員の所定労働時間(1日8時間)で
換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している。

: 男女差異の大きな要因として、

産育に関する休業と短時間勤務の職員に女性が多いこと。